

令和4年6月24日

商店会・小売市場

関係者各位

京都市産業観光局  
地域企業イノベーション推進室  
(電話: 222-3340)

## 令和4年度「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付等について

京都市では、市内の商店街や小売市場等の活性化を図るため、魅力あふれる買い物環境づくりに取り組む事業への補助制度を設けています。

この度、令和4年度「商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付等を下記のとおり実施しますので、補助金の活用を予定されている場合は必ず御提出ください。

記

### 1 「街路灯撤去事業」(新設)の事前希望調査

今年度から「街路灯撤去事業」を新たに補助対象事業として追加します。

市民の安心・安全確保のための制度となるよう、『健全度』及び『商店街組織の財政状況』の調査を実施し、審査のうえ、予算の範囲内で採択案件を決定します（詳細は別添資料を御確認ください）。

今回は、事前希望調査として実施するのですが、今年度、補助金の活用を予定されている場合は必ず御提出ください（今回提出された事業を優先します。）。

### 2 「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」の本申請受付

令和4年度の本申請の受付を開始します。

ただし、昨年実施した令和4年度希望調査（令和4年1月4日付）に事業計画を提出されている事業を優先します。

今回、新たに提出される事業については、補助金の交付ができない場合があります。また、昨年の希望調査を御提出いただいた事業についても満額の補助ができない（予算の範囲内で按分のうえ減額する）場合があります。予め御了承ください。

### 3 「商店街等競争力強化事業（ソフト補助金）」の休止

本市では、持続可能な財政運営への道筋をつけるため、令和3～5年度を特に重要な「集中改革期間」として位置付け、歳出の見直しや受益者負担の適正化などの改革に集中的に取り組むこととしており、「商店街等競争力強化事業（ソフト補助金）」については、令和5年度まで休止し、制度内容を見直すこととなりました。

なお、現在「商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金」の申請を募集しています（7／22〆）。別添案内チラシを御参照のうえ、ぜひ御検討ください。

#### 1 受付期間

令和4年6月24日（金）～同年7月29日（金）

#### 2 補助対象者

- (1) 商店会
- (2) 小売市場

### 3 拠助対象事業及び拠助内容

各事業の詳細は別紙1「拠助対象事業の詳細」のとおり

事業名	御案内の内容	拠助率	拠助上限額
施設設置・改修事業	本申請受付	3分の1以内*	200万円
空き店舗対策事業			500万円
街路灯撤去事業（新設）	事前希望調査		200万円

\*国庫拠助を受けて実施される場合は9分の1以内

### 4 提出書類

別紙2「提出書類一式」のとおり

\* 様式の電子データは、「京都市 地域企業イノベーション推進室」で検索いただき、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請受付のページからダウンロードしてください。

<掲載ページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000299740.html>

\* 申請書の押印又は署名は不要です。ただし、押印又は署名いただいた申請書を拒否するものではありません。

### 5 提出方法

持参、郵送又はEメール（chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp）での御提出をお願いします。  
Eメールアドレスで御提出される場合は、必ず本市に架電いただき、本市が受信したことを御確認くださいますよう、お願ひいたします。

### 6 その他

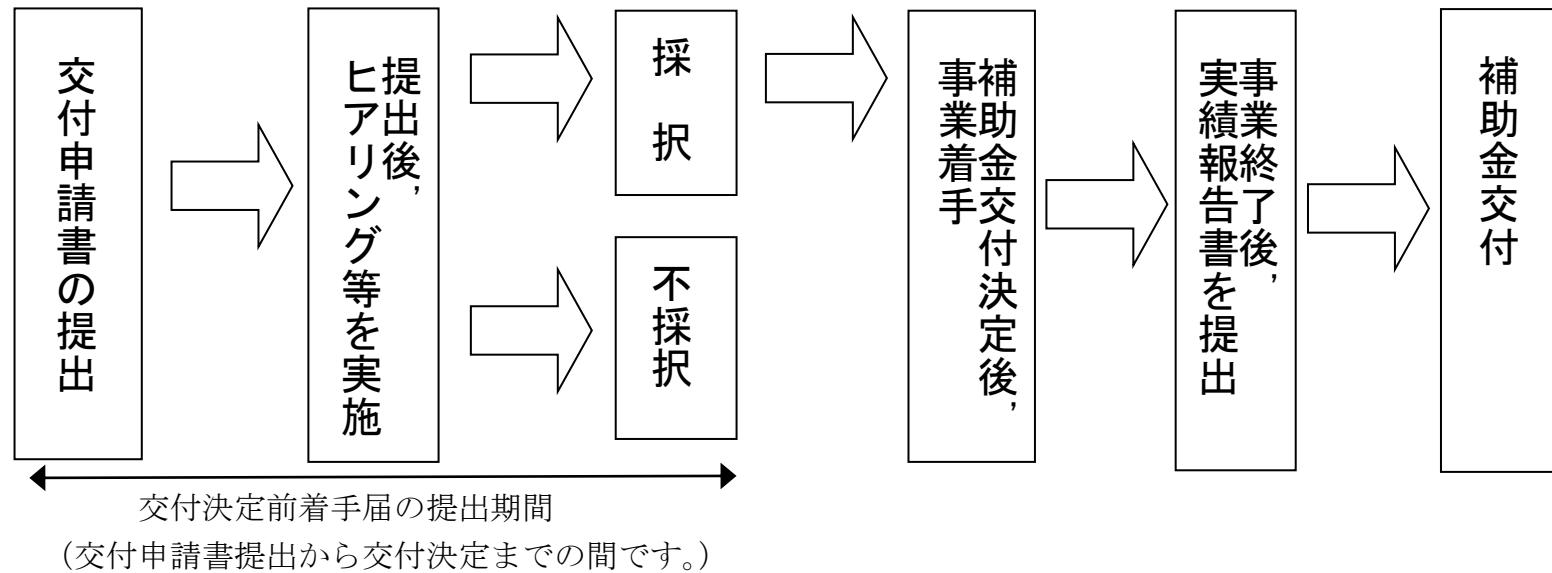
- (1) 申請は、拠助対象者1者当たり「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」「街路灯撤去事業」のいずれか1事業に限ります。
- (2) 令和5年3月31日（金）までに事業が完了するものに限ります。
- (3) 提出された書類を基にヒアリング調査等を実施し、採択・不採択、交付予定額を決定します。
- (4) やむを得ず交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届を必ず提出してください。交付決定を受ける前に着手した場合は、補助金を交付できませんので御注意ください。
- (5) アーケード改修等については、事業着手前にアーケード連絡協議会での協議が必要となりますので、改修を検討されている商店会は補助金交付決定の有無に関わらず、アーケード連絡協議会事務局（所管：建設局道路河川管理課、Tel 222-3564）まで御連絡をお願いします。

### 7 お問合せ先

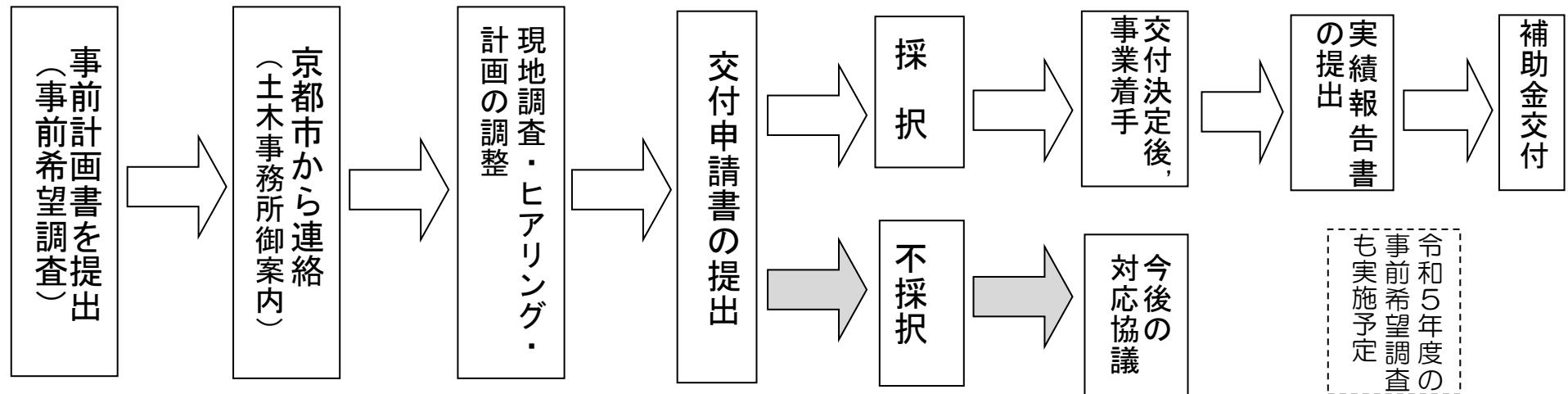
- (1) 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（Tel 222-3340）
- (2) 京都商店連盟（Tel 342-0301）

## <今後の流れ>

### 1 「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」(今回は本申請受付)



### 2 「街路灯撤去事業」(今回は事前希望調査)



## 別紙1 補助対象事業の詳細

### ○商店街等環境整備事業

#### 1 施設設置・改修事業

ア 補助対象団体

商店会、小売市場

イ 補助対象事業

アーケード、カラー舗装、街路灯、統一看板、放送設備、案内板、消防用機械器具、防犯カメラ、AED等の設置・改修、街路灯の水銀灯をLED電球へ交換

ウ 補助金の額

　a 国庫補助を受けずに実施する場合

　　・ 補助率 3分の1以内

　　・ 補助限度額 200万円

　b 国庫補助を受けて実施する場合

　　・ 補助率 9分の1以内

　　・ 補助限度額 200万円

エ 補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費

#### 2 空き店舗対策事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

商店街等の空き店舗を活用して行う、商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業

ウ 補助金の額

　a 国庫補助を受けずに実施する場合

　　・ 補助率 3分の1以内

　　・ 補助限度額 500万円

　b 国庫補助を受けて実施する場合

　　・ 補助率 9分の1以内

　　・ 補助限度額 500万円

エ 補助対象経費

店舗改修工事費、設備費（ただし、移動可能な備品類は除く。）、店舗賃借料（1箇月20万円以内かつ6箇月を上限とする。）

#### 3 街路灯撤去事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

共同施設である街路灯の撤去事業

ウ 補助金の額

- a 国庫補助を受けずに実施する場合
  - ・ 補 助 率 3分の1以内
  - ・ 補助限度額 200万円
- b 国庫補助を受けて実施する場合
  - ・ 補 助 率 9分の1以内
  - ・ 補助限度額 200万円

エ 補助対象経費

街路灯撤去費（ただし、以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。）

- ・ 設置や改修後、毎年4月1日時点での耐用年数である10年を超過していること。
- ・ 撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局（土木事務所）との合意がされていること。
- ・ 撤去について商店街組織として合意されていること。

オ 審査内容

街路灯の老朽化の程度（健全度）や申請団体の財政状況等

## 別紙2 提出書類一式

補助事業名	<b>本申請</b> 書類
<b>施設設置・改修事業</b>	<p>①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用） (第3号様式)</p> <p>※第3号様式の2「事業予定表」含む</p> <p>②事業予算書（第5号様式）</p> <p>③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ）</p> <p>④事業計画書（施設設置・改修事業、空き店舗対策事業用） (第6号様式)</p> <p>⑤補助事業に要する費用の見積書（写し）</p> <p>⑥事業計画を承認する総会又は理事会の議事録</p> <p>⑦定款又は会則</p> <p>⑧当該年度の事業計画書及び予算書</p> <p>⑨前年度の事業報告書及び決算書 ・その他市長が特に必要と認める書類</p> <p><u>※交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届（第8号様式）の提出をお願いします。</u></p>
<b>空き店舗対策事業</b>	<p>○設計図及び設置場所を表したもの (防犯カメラ設置事業のみ以下の書類)</p> <p>○プライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等</p> <p>○施設の平面図、施設の位置（住宅地図により指示したもの等）、施設の現況写真</p>

補助事業名	<b>事前希望調査</b> 書類
<b>街路灯撤去事業</b>	<p>①京都市商店街等環境整備事業事前計画書（街路灯撤去用） (第2号様式)</p> <p>※第2号様式の2「事業予定表」含む</p> <p>②事業予算書（第5号様式）</p> <p>③補助事業に要する費用の見積書（写し）</p> <p>④計画図面又はイメージパース (撤去予定街路灯の位置が分かるもの)</p> <p>⑤撤去予定街路灯の現況写真（3枚程度）</p> <p>⑥直近3箇年度分の事業報告書及び決算書</p> <p>⑦占用許可証 ・その他市長が特に必要と認める書類</p>